

○横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程

平成11年3月31日

水道局達第2号

改正 平成15年4月水道局達第5号

平成15年11月水道局達第11号

平成16年3月水道局達第4号

平成18年3月水道局達第5号

平成18年11月水道局達第17号

平成19年3月水道局達第3号

平成20年3月水道局達第6号

平成22年3月水道局達第4号

平成24年3月水道局達第1号

平成26年3月水道局達第2号

平成28年3月水道局達第2号

令和2年3月水道局達第3号

令和3年6月水道局達第6号

局内一般

横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程を次のように定める。

横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程

横浜市水道局請負工事検査及び評定事務取扱規程（昭和43年4月水道局達第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 横浜市水道局が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の検査事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事担当部 給水サービス部、配水部、浄水部、施設部及び西谷浄水場再整備推進室をいう。

(2) 工事担当部長 工事担当部の長をいう。

- (3) 検査員 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号。以下「契約規程」という。）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）第56条第1項の規定による検査職員等及び次条第3号の中間技術検査を行う者をいう。
- (4) 監督員 契約規程第2条において準用する契約規則第55条第1項の規定による監督職員等をいう。
- (5) 立会人 横浜市水道局会計規程（昭和36年4月水道局規程第9号。以下「会計規程」という。）第145条第4項に規定する立会人をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語の意義は、契約規程の例による。

（検査の種類）

第3条 検査員が行う検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 完成検査 契約規程第2条において準用する契約規則第74条第2項及び第7項並びに契約規程第2条において準用する契約規則第76条において準用する契約規則第74条第2項及び第7項（契約規程第2条において準用する契約規則第103条の6第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める工事の完成を確認するための検査
- (2) 出来形部分検査 契約規程第2条において準用する契約規則第79条第4項及び第82条第2項（契約規程第2条において準用する契約規則第103条の6第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める工事の出来形部分を確認するための検査
- (3) 中間技術検査 工事の主要な部分について、施工状況が適正であるかを確認するための検査

（検査員）

第4条 工事担当部に、検査員として検査主幹及び技術検査員を置く。

- 2 検査主幹は、工事担当部長をもって充て、管理者の命を受けて、検査事務の総括を行う。
- 3 技術検査員は、技術職員をもって充て、工事担当部長の命を受けて、検査の実施を担当する。

（検査員の任命）

第5条 総括監督員（横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程（平成11年3月水道局達第1号。以下「監督規程」という。）第3条第2項の総括監督員をいう。以下同じ。）

は、請負人から工事完成通知書（契約規程第2条において準用する契約規則第76条の指

定部分に係る工事完成通知書を含む。)又は出来形部分検査申請書(以下「完成届等」という。)の提出があったときは、速やかに内容を照合した上、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付しなければならない。ただし、総括監督員は、工事の完成等の時期が明確になった場合、請負人から完成届等が提出される前に、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付することができる。

- 2 工事担当部長は、管理者が中間技術検査の対象工事を指定したときは、当該工事の総括監督員に対し、検査の依頼に係る書面を作成させ、これを検査主幹に送付させなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、工事担当部長は、管理者が別に定める工事のほか、他の部の検査主幹に検査事務を依頼する必要があると認めるときは、前2項の規定により総括監督員が作成した検査の依頼に係る書面を当該他の部の検査主幹に送付させることにより、検査事務の依頼を行うことができる。
- 4 検査主幹は、前3項の送付を受けたときは、速やかに、当該工事の検査を担当する技術検査員を任命し、総括監督員に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により技術検査員を任命する場合にあつては、当該工事を担当する係以外の係に所属する者を任命しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 6 第4項の規定による技術検査員の任命は書面により行う。これを変更する場合も、同様とする。
- 7 第4項の規定により技術検査員に任命された者は、速やかに、当該工事の検査の日時を決定し、担当監督員(監督規程第3条第4項の担当監督員をいう。)を通じてその旨を請負人に通知しなければならない。

第5条の2 前条第1項及び第4項から第6項までの規定は、立会人の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「検査主幹」とあるのは「工事担当部長」と、同条第4項中「検査主幹」とあるのは「工事担当部長」と、「前3項」とあるのは「第1項」と、「技術検査員」とあるのは「立会人」と、同条第5項及び第6項中「技術検査員」とあるのは「立会人」と読み替えるものとする。

(検査の実施)

第6条 検査は、監督員、立会人及び請負人の立会のもとで行うものとする。

- 2 検査は、別に定める検査実施細目に従い、綿密かつ公平に行わなければならない。
- 3 技術検査員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認められるときは、その旨を総

括監督員に通知しなければならない。

(検査の中止等)

第7条 技術検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちに検査主幹に報告しなければならない。

- (1) 請負人又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 手直し、残工事がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき。
- (3) その他工事施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

(検査結果の処理)

第8条 技術検査員は、検査を終了したときは、速やかに、書面をもって、その旨を検査主幹に報告しなければならない。

- 2 検査主幹は、前項の規定により報告された事項を審査した結果、必要があると認めるときは、自ら当該工事目的物を検査することができる。
- 3 検査主幹は、前項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その旨を総括監督員に通知するとともに、工事担当部長に報告しなければならない。
- 4 検査主幹は、完成検査又は出来形部分検査を実施した場合において、第2項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

(工事成績の評定)

第9条 技術検査員及び監督員は、それぞれ、完成検査終了後、直ちに、別に定める評定基準により、厳正に当該工事の成績の評定を行い、書面をもって、その結果を検査主幹に報告しなければならない。

(検査結果等の通知)

第10条 検査主幹は、検査終了後、速やかに、書面をもって、当該検査の結果及び前条第1項の評定の結果を、請負人に通知しなければならない。

(検査事務の一部省略等)

第11条 管理者があらかじめ工事の内容又は請負金額を考慮して認めた工事の検査については、この規程に定める検査事務の一部を省略することができる。

- 2 管理者が定める軽易な工事については、立会いを省略することができる。

(この規程の準用)

第12条 総務部、経営部及び事業推進部において工事を担当する場合においては、この規

程の全部又は一部を準用して検査事務を取り扱うことができる。

(細目事項)

第13条 この規程の実施について必要な細目事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月水道局達第5号)

この達は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年11月水道局達第11号)

この達は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月水道局達第4号)

(施行期日)

1 この達は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に締結する契約に係る工事について適用する。

附 則 (平成18年3月水道局達第5号)

(施行期日)

1 この達は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則 (平成18年11月水道局達第17号)

この達は、平成18年11月6日から施行する。

附 則 (平成19年3月水道局達第3号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月水道局達第6号) 抄

(施行期日)

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成22年 3 月水道局達第 4 号）抄

（施行期日）

1 この達は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成24年 3 月水道局達第 1 号）抄

（施行期日）

1 この達は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月水道局達第 2 号）抄

（施行期日）

1 この達は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（平成28年 3 月水道局達第 2 号）抄

（施行期日）

1 この達は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（令和 2 年 3 月水道局達第 3 号）抄

（施行期日）

1 この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施

行の日以降に検査を行う工事について適用する。

附 則（令和3年6月水道局達第6号）抄
（施行期日）

- 1 この達は、令和3年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この達による改正後の横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に検査を行う工事について適用する。